

1. 保険者機能強化推進交付金(財政インセンティブ)について



加賀市健康福祉部長寿課

平成 30 年 10 月 18 日

1. 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

見直し内容 ～ 保険者機能の抜本強化 ～

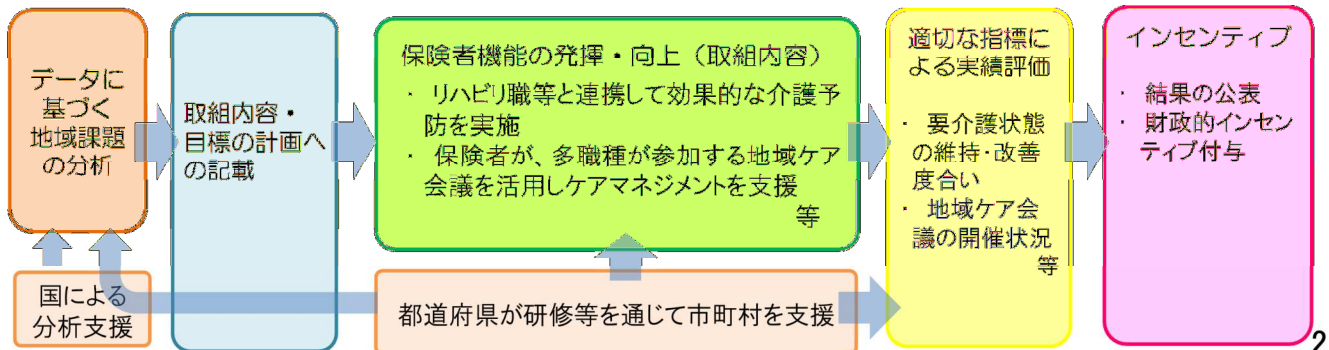
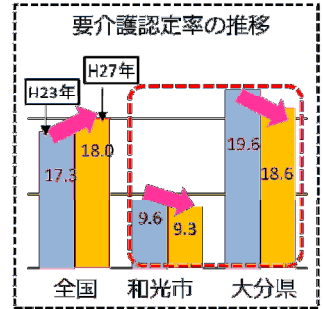
- 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。
- 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、
 - ① データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）
 - ② 適切な指標による実績評価
 - ③ インセンティブの付与を法律により制度化。

※主な法律事項

- ・介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ・都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・介護保険事業（支援）計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備

先進的な取組を行っている和光市、大分県では

- 認定率の低下
- 保険料の上昇抑制



※ インセンティブ＝動機付け、見返り、あるいは報償（金）の意味（英語）

国資料「平成29年介護保険法改正」より

市町村 評価指標の例（一部）

- ① PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化
 - ・地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、地域の介護保険事業の特徴を把握しているか 等
- ② ケアマネジメントの質の向上
 - ・保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、ケアマネジャーに対して伝えているか 等
- ③ 多職種連携による地域ケア会議の活性化
 - ・地域ケア会議において多職種が連携し、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか
 - ・地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か 等
- ④ 介護予防の推進
 - ・介護予防の場にリハビリ専門職が関与する仕組みを設けているか
 - ・介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数はどの程度か 等
- ⑤ 介護給付適正化事業の推進
 - ・ケアプラン点検をどの程度実施しているか
 - ・福祉用具や住宅改修の利用に際してリハビリ専門職等が関与する仕組みを設けているか 等
- ⑥ 要介護状態の維持・改善の度合い
 - ・要介護認定者の要介護認定の変化率はどの程度か

平成30年度における保険者機能強化推進交付金(市町村分)について (平成30年2月28日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡より)

なお、保険者機能強化推進交付金(市町村分)の仕組みは、市町村の自立支援・重度化防止等の取組を支援するために創設されたものであり、こうした仕組みにより、各市町村において、地域課題への問題意識が高まり、地域の特性に応じた様々な取組が進められていくとともに、こうした取組が市町村の間で共有され、より効果的な取組に発展されていくことを目指していきたいと考えています。介護保険事業を担う、市町村、都道府県、厚生労働省が協働して、地域包括ケアシステムを発展させていくことが重要と考えています。

第2 保険者機能強化推進交付金(市町村分)の性格

保険者機能強化推進交付金(以下「交付金」という。)については、国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、活用することとする。

なお、交付金は、高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、各保険者におかれては、交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていくことが重要である。

交付金額の算定方法・使途等

【交付額の算定方法】

○市町村の算定額

$$= \frac{\text{予算総額(190億円程度)} \times \text{当該市町村の評価点数} \times \text{当該市町村の第1号被保険者数}}{\text{(各市町村の評価点数} \times \text{各市町村の第1号被保険者数)の総和}}$$

粗い試算

加賀市の評価点数が全国平均と同程度の場合 → 12,559千円

【交付金の性格・使途】

○市町村: 地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業の充実に活用

※ 介護保険特別会計に充当し、補助金適正化法の適用を受ける

【スケジュール】

平成30年4月 市町村へ評価指標の該当状況の回答依頼(10月〆切)

11月 市町村毎に交付金を按分し、内示額を提示

国から市町村へ評価結果を提示

平成31年1月 各市町村による交付申請

3月 交付決定

現時点での評価点数

評価指標	項目数	配点	加賀市評価	未定評価点数
I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	8項目	82点	80点	—
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進				
（1）地域密着型サービス	4項目	40点	30点	—
（2）介護支援専門員・介護サービス事業所	2項目	20点	15点	—
（3）地域包括支援センター	15項目	150点	110点	20点
（4）在宅医療・介護連携	7項目	70点	60点	10点
（5）認知症総合支援	4項目	40点	40点	—
（6）介護予防/日常生活支援	8項目	80点	60点	10点
（7）生活支援体制の整備	4項目	40点	40点	—
（8）要介護状態の維持・改善の状況等	2項目	20点	—	20点
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進				
（1）介護給付の適正化	6項目	60点	50点	10点
（2）介護人材の確保	1項目	10点	10点	—
合計評価点数	61項目	612点	495点	70点

※ 未定評価点数は、評価項目について実件数などにより報告し、全国順位の上位〇%以内は〇点などと評価される項目の点数であり、現時点では点数が確定しないもの。